

科学技術振興対策特別委員会議録 第九号

号

昭和四十四年四月二十四日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 石田幸四郎君

理事 小宮山重四郎君

理事 齊藤 憲三君

理事 福井 勇君

理事 三木 喜夫君

理事 海部 俊樹君

理事 井上 普方君

近江已記夫君

出席國務大臣

國務大臣 木内 四郎君

科学技術庁長官 平泉 渉君

科学技術庁長官 馬場 一也君

科学技術庁研究 石川 晃夫君

調整局長

出席政府委員

科学技術政務次 平泉 渉君

官房長 馬場 一也君

科学技術庁研究 石川 晃夫君

調整局長

本日開議に付した案件

宇宙開発事業団法案(内閣提出第二八号)

○石田委員長

これより会議を開きます。

宇宙開発事業団法案を議題として、審査を進め

ます。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。近江已記夫君。

○近江委員

この前に宇宙開発の問題についてお

聞きしたわけでございますが、きょうはちょっと

開発事業団法案の内容のほうに入っていきたいと

思います。

まず初めにお聞きしたいことは、宇宙開発の意

義ということ自体がはっきりしておらないわけで

あります。

○石川(晃)政府委員

お答えいたします。

宇宙開発と申しますのは、考えるべき点が多々

あるわけでございますが、開発の意義を究明い

たしまして、宇宙空間におきます真相を究明い

たしまして、宇宙空間に役立てるということがござ

います。これはいわゆる学問的に検討していく

ということでございます。

その次に、宇宙開発の実用化ということござ

います。この実用化によりまして国民の福祉

とかあるいは産業経済の発展というものに寄与

したいということございまして、これは例をあげ

ますと、たとえば通信衛星とかあるいはその他の

航行衛星、気象衛星、こういうふうな実用的なも

のでございます。

ありますが、その辺のところを科学技術庁として

着詰めの段階でこの法案を出してきた。そこ

で、現在の段階でこの宇宙開発の意義というもの

をどのようにお考えになっておられるか、把握し

ておられる範囲。それから、それを正式に法律に

うたわなかったその理由をまずお聞きしたいと思

います。

○石川(晃)政府委員

お答えいたします。

宇宙開発と申しますのは、考えるべき点が多々

あるわけでございますが、開発の意義を究明い

たしまして、宇宙空間におきます真相を究明い

たしまして、宇宙空間に役立てるということがござ

います。これはいわゆる学問的に検討していく

ということでございます。

その次に、宇宙開発の実用化ということござ

います。この実用化によりまして国民の福祉

とかあるいは産業経済の発展というものに寄与

したいということございまして、これは例をあげ

ますと、たとえば通信衛星とかあるいはその他の

航行衛星、気象衛星、こういうふうな実用的なも

のでございます。

それからその次に、科学技術の水準向上並びに

新技術の開発に寄与するというところでございま

す。これは私たち通称波及効果と称しております

が、宇宙開発を行なうにあたりましていろいろな

新しい技術が発展していくわけでございます。こ

れによりまして科学技術の水準も向上いたします

し、また、新しい技術がどんどん別の方面にも発

展していくということが期待されるわけでござい

ます。

さらに、この宇宙開発によりまして、各国に劣

らないだけの宇宙開発を行ないますと、これによ

りましてわが国の国際的な地位が確保されるとい

う点があるわけでございます。

このようにいたしまして、宇宙開発の意義とい

うものは非常に大きいものと存しておる次第で

ございます。

なお、その開発というものをどういうふうなス

ケジュールによって行なうかということにつきま

しては、現在宇宙開発委員会におきましてその点

を十分検討を進めておりまして、近くその計画に

対する意見が出てまいることになっております。

○近江委員

この宇宙の利用という点ですが、い

ろいろ話も出ておりますけれども、宇宙の利用と

いうことについてどのように把握しておられます

か。

○石川(晃)政府委員

宇宙の利用と申しますと、

います。

○近江委員 その内容ですけれども、もう少し明細に、どういふものがあるか。

○石川(見)政府委員 内容をこまかく申し上げますと、科学技術庁の宇宙開発推進本部にかかわる財産といたしましては、種子島宇宙センター等の土地、建物、装置、機器等がございます。また、郵政省の電波研究所にかかわる財産といたしましては、衛星開発の実験庁舎、それに付属する工作物、それから電離層観測衛星開発用の各施設、機器、たとえばスペースシャープというふうなものもございいます。

○近江委員 それから、政府以外のものから出資を求める理由、それからまた、実際上いかなるものから、どの程度の資金を期待しておるか、この辺を少し詳しく聞きたいと思うのです。

○石川(見)政府委員 宇宙開発の目標を達成いたしますためには、非常に広範多岐にわたります。高度な技術を総合的に駆使するというような問題もございいますし、また、短期間に多額の資金を投入するという必要もございいます。これは国の総力を結集して行なう大企業でございまして、いわゆる政府と、それから学界、民間というものが一致協力いたしましてその開発を進める必要があるわけでございます。この場合におきまして民間の協力のあり方というのは、ただ単に今度の宇宙開発の委託者として協力するというのもございいますが、さらに事業団に対して民間の人材を供給する、いわゆる供給源になるというふうな意味もございいます。したがって、事業団を設立いたします際に出資いたしまして開発に積極的に協力するという態勢も、われわれとしては望まれるわけでございます。

「政府以外の」と申しますのは、いま申しました関係産業界から何らかのかっこうで資金面においても若干の出資をして、積極的に宇宙開発に協力するという態勢を示していただきたいと思っております。また、四十四年度には、いまのところ予定しておりませんが、今後通信衛星が

上がります時点におきましては、いわゆる通信関係の事業体からの出資というものが望まれるわけでございます。

○近江委員 ですから、この民間が参加するということはわかっておるのですが、いかなる人からの程度の資金を考えておられるか、この点です。もう少し具体的に、やはりまだ全然白紙というのではないと私は思うのです。もうすでにこの法案が通れば、十月から発足でしょう。そうすれば当然そういう点は計画なさっていると思うのです。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。

ただいまの件でございますが、この出資の大半は国から出るわけでございますが、ただいま先生のお話の民間からの出資といえますものは、現時点におきましては大体協賛程度の出資ということになるかと存じます。

どのようなものからの出資が期待されるかというお話でございますが、この点につきましては、まだ未定でございます。

○近江委員 だから、本筋は政府であるということとはわかってはいますが、その協賛という程度はどのくらいであるかという問題です。ですから、へたをすれば、この民間の出資のそういうウエートによって——今後当然事業団が膨大なそういう仕事を発注していくわけですから、そういう点で、今後の結びつきの問題においても非常に公平を欠くような状態も出てくるのではないか、心配なんです。その辺のところをもう少し、まだいまはつきり考えておりませんということでは、現実的に、法律にうたつてあるのです。うたつてある以上は、大体の計画というものがなければ、大体の協賛程度、そんなほかしたようなことではだめです。もう少しはつきり言ってください。

○石川(見)政府委員 この宇宙開発の実施でございますが、事業団におきます事業といたしまして、これは宇宙開発委員会が計画いたします開発計画によりまして内閣総理大臣が基本計画を立てまして、それによって事業団が行なうということ

になっているわけでございます。したがって、事業団の仕事が民間の意思に支配されるということとはさらさらないと確信している次第でございます。ただいまの協賛出資でございますが、これはほんとうに協賛という意味合いのものでございまして、それによって受注がどうなるというふうな、そのような金額はわれわれも考えていないわけでございます。したがって、そのような懸念はないものと存じております。

○近江委員 それは、計画の点とか、そういう点においては確かにそれは総理大臣であり、宇宙開発委員会というところはわかりませんが、それじゃ国のいろいろな施策にしたって、何もそんな民間がこうだあだとならなくて、何もそんな計画してやるのだ。ところが事実は、そういう見えないところの力というものが非常に大きく作用しているわけですから、そういう点、これは直接の政府直轄ではなくして、やはり事業団という形になるわけですから、そういう点がこれか非常に心配になってくるわけですから、少なくとも何百億の金を投じて、国民の税金でやってくわけですから、その辺の点を、ただ計画に参画しないからだ、いじょうぶだということとは通らないと思うのです。要するに、それはその計画に基づいて発注をする、そこに問題があるわけですよ。それを民間が入っておるところがどうしても大きな作用をする、ということとは考えられるわけですから、その点を私は心配しているのです。その辺の心配はありませんか。

○木内国務大臣 いま近江委員からのお話、まことにごもっともです。これから事業団の運営については十分注意していかなければならぬと思っております。そういう点は私どものほうでも監督を厳重にしまして間違いないようにいたしたい、かように思っております。

○近江委員 運営については間違いないようにしていただくことはけっこうなことですが、当然してもらわなければ困るわけですが、しかし、やはり

十分にそういうことを考えた上でやっていかなければいけないと思うのです。非常にそういう懸念があるわけですよ。ですから、具体的に、たとえば、どういふような会社なり人に入ってもらうのか、大体のことは、やはりいまの段階において考えていなければならぬでしょう。それをまだ協賛程度だ、そういうことじゃだめですね。大体どういふ人々を、どういふ会社を考えたか、ある程度は言ってもらわないと困りますよ。

○石川(見)政府委員 この附則の二条にございいますが、この事業団が設立いたします際には、内閣総理大臣が設立委員会を命ずるわけでございます。その設立委員会に事業団設立に関する事務を処理させるわけでございますが、その設立委員会が政府以外の者に対しまして事業団に対する出資を募集するというものになっておまして、その設立委員会におきまして、その出資の内容といたしましては、先ほど申しましたように、私たちが現在出資というものの内容を確定することは困難かと存じております。

○近江委員 それじゃ全面的に事業団にこれが——法案が通った上においてそういう事業団の中核メンバーがそういう点を決定する。政府としても、この法律をつくった以上は、やはり好ましくいか好ましくないとか指導するわけですから、その辺のところはある程度着目した案を私は持っていると思うのです。そうでしょう。その点はどうなんですか。

○石川(見)政府委員 先ほど申しましたように、この事業は国が主体になって開発する問題でございますので、民間からの多額の出資ということとは期待できない内容のものでございまして、したがって、先ほど申しましたように、出資自体といたしましては、ほんとうの協賛程度ということでございますが、しかし、その内容そのものにつきましては、やはり設立委員会がございまして、それによって検討していただくことになるかと存じます。

○近江委員 これは平行線になると思いますから、ここでこの問題はやめますけれども、その辺はある程度あなた方が、私たちとしては設立委員がきめることであつてはつきりしたことは言えないけれども、政府としては、大体こういうふうな人、会社が協賛すると考えられるという、そのくらいのところをすばと明確に答えてもらわないと、何か知らぬけれども、その辺にもやもやとしたものを感ずる。もやを残すようなことばかりではだめですよ。何もあなた方がそういうような変なことを考えていないにしろ、そういう回答を聞けば、何かまた考えているのと違うか。あなた方が損するのじゃないですか、政府が。そういう点、もつとはつきりしなければいけないと思うのですよ。だから、また、ある程度煮詰まった段階でその点は話しますけれども……

それから、非常勤の理事制度を設ける必要があるかどうかという問題なんです。宇宙開発委員会においても、非常勤にするようにということは国会において附帯決議をやっておる。ですから、私たちとしては、やる以上は非常勤で、そこに常駐をして、そして力を打ち込んでもらいたい。そうでなければ中途はんばになるわけです。ですから、そういう非常勤の理事を置くということは、責任体制をかえって不明確にするのではないか、こう思うわけです。その辺は、どういう考えで設けたのですか。

○石川(晃)政府委員 ただいま先生のおっしゃいましたように、理事の方がすべて常勤でこの事業団の仕事に専念していただければ非常にいいことなわけですが、しかし、やはり従来従事している職業を離れてこれに専念していただけないが、事業団としてはぜひ協力をお願いしたいという方があるわけでございます。たとえば、大学の先生のように学識経験の非常に高い方でございまして、大学の職を離れてこの事業団に専念していただくということが非常に困難なわけでございますので、そのためにこの非常勤という制度をつくりまして、そういう方にもこの事業団の計画に参

画していただきまして、そうして、この宇宙開発の成果をあげたいという趣旨で、この非常勤の制度を設けたわけでございます。

○近江委員 それじゃあくまで骨子としては常勤とする、ただしやむを得ない場合はこのくらいの程度なら認める、そういう行き方が私はほうとうだと思ふのです。最初から非常勤だ、そんなことをきめることはいけません。これはどうなんですか。

○石川(晃)政府委員 先ほども申しましたように、原則としてはやはり常勤が望ましいわけでございます。したがって、常勤としての役員の数が多いいわけですが、先ほども申しましたように、やむを得ない場合の措置として非常勤をとったわけでございます。

○近江委員 やむを得ない場合なんということは書いてないですよ。

○石川(晃)政府委員 それは書いてはございませぬ。それは私の説明でございませぬ。

○近江委員 だけれども、事業団がほんとうに運営ということを考えていくならば、やはり常勤というものが望ましいわけでしょう。それから、これだけ学者の方もおられるわけですし、それはわからぬこともないわけですが、しかし、やはり将来はできるだけそういう常勤の形に切りかえていく、こういう考えで出発するのがほんとうではないかと思うのです。その辺はどうなんですか。

○石川(晃)政府委員 なるべく常勤の理事の方がたくさん参画していただきまして成果をあげていただくということが非常にいいことなわけですが、非常に非常勤を常勤に切りかえまして、どうしても非常勤でなければいけぬ宇宙開発事業団の業務に専念するということは困難な方もあると思ふわけでございます。その点、やはり非常勤の制度というものがあつたほうが、やり方としては非常に便利なんじゃないかというふうに私たち考えているわけでございます。

○近江委員 それから、この事業団の役員として大体どういう人を予定しておりますか。

○石川(晃)政府委員 この事業団の役員といいたしましては、事業団の業務の運営を円滑にやっていきたい、それに十分責任をもつて遂行していただきたいというところでございまして、特にこの事業団は非常に高度な技術を利用するわけでございます。また、多額の資金も必要でございます。短期間にこの大規模なプロジェクトを完成するといふような仕事もございまして、この役員の人数は非常にむずかしいものだと思つております。したがって、そのようなことがございまして、私たちがこの役員としてやっていただきたいと思つております。非常に事業経営にたんのうな方あるいは計画管理とかあるいは研究開発管理、こういうような仕事については豊富な経験を持つておられる方が広く各界から来ていただきまして、トップマネージメントのかつこうをとつていただければ、この事業団の運営は非常にうまくいくのではないかとこのふに存じているわけでございます。したがって、そのような観点からこの選挙が行なわれるものと私たちは考えております。

○近江委員 それは幾ら言つたって、私がもっと具体的にその程度を考えたいと思つても、あなたは言わないと思ふのです。しかし、いづれにしても、役員については、特にいままでそういう公社、公団というものについては、われわれも非常に問題に思つてきた。なぜかという、あまりにもそういう役人の天下りというものが多過ぎたし、また、これからの事業の内容、結局発注等のそういう関係会社と非常に濃いつながりがあるというところが往々にしてあつたわけですよ。そういう点で非常に不透明に思つてきた。そういう点を非常に心配するわけです。その辺、たとえば、天下りの問題とか、そういう点はどういうふうに考えておられるのか、非常に重大な問題だと思ふのです。これはどうなんですか。

○木内国務大臣 近江委員のいまの御心配もまことにごもっともですが、私どもは、この事業を遂行する幹部、すなわちトップマネージメントに当

たる人々の選挙にあつては、十分に気をつけてまいりたい。いま政府委員から御説明申し上げましたように、事業経営あるいは計画の管理、そういう能力の十分にある人、そうして、この国家的事業を遂行するに足る、十分なトップマネージメントを確立し得る人々を任命したい。ことに理事長につきましては、各界の信望の厚い、またこの大事業を遂行するに足るその経験の豊富な人を選びたい、かように思つておるのであります。天下りその他について御注意は十分に気をつけてまいりたい、かように思つております。

○近江委員 結局この事業団は、役員は九名ですね。それには非常勤の役員を二名含んでおりますが、このほかに顧問がおられるわけです。ですから、この事業団の規模から見ると、一つは非常に多いという点、それから、先ほどの天下りのために何となしにそういうスタッフを多くしておるといふふうにも考えられるわけです。実際天下り等は考えていきまふと言つても、では役人は一人も入れないですか。大体のスタッフにしたつて、ある程度考えているわけでしょう。役人は一人も入れませんか。

○木内国務大臣 御案内のように、今度の事業は、多額の資金を要する国家的の大事業であります。これを短期間に遂行しなくてはならぬ非常に困難な事業だと思つて、したがって、政界、財界、学界、各方面の協力を得て、十分にこれを遂行していき得るような機構をこしらへなければならぬと思つて、したがって、中には役人の経験のある人のその役人の経験を利用することも必要な場合があるのであります。必ずしもこれを絶対に排除するということとは、私はかえつていいことじゃないと思つております。ただ、それが乱に流れるというふうなことがあれば、これはよくないものであります。そういう点を頭に置きながら、各界の総力を結集してやっていくというふうな体制を整備してまいりたい、かように考えております。

○近江委員 この事業団の設立については、公社、公団というものについては国民みんながそう思っているわけですよ。ですから、どういつながらりがあるってどうだということ、相対的な関心を持っていくわけですよ。ですから、あまたかというところで、政府のやり方について国民がそういう不信を助長しないように、厳正公平なる立場で役員等についてはやっていた方がいい。一たん役員に入ってもらえば、よほどのことがなければやめさすわけにはいかぬわけでしょう。ですから、その辺の人事というものは、いままでも政治的配慮というか、そういうことできめられることがあまりにも多かった、その点を私は心配するのです。それが公正を欠くために——たとえばチェックの段階としてどういふことを考えていますか。確かに法的にいけば、何もその役員については国会の承認を得る必要とかそういうことは別にないと思えますけれども、公正を期すために、法律上には盛り込んでいないけれども、われわれとしてはこのように配慮していきたく、何らかの納得させる段階というものを考えていると思うのです。その辺、考えておられますか。

○木内国務大臣 いまのお話の点もまことにどうもつとでもありまして、私もそういふことのないように、非難のないように十分に気をつけていくと申し上げるよりほかはないと思うのでありますが、まあ人事院におきましてこれを十分に管理していますし、また、責任者である私にいたしまして、御趣旨の点は頭に置いて十分に注意してやっています。かように思っております。

○近江委員 これも平行線になりますからこれでおきます。

それから、法律の第十四条で教育公務員を役員にする道を開いておられるわけですが、それはどういうわけですか。

○石川(見)政府委員 教育公務員を役員として迎えます場合には、従来でございますと、大学の教授などの場合は、一たん教授をやめて、教授は教育公務員でございますので、大学をやめて、そう

してこの事業団へ入るといふような形式をとらなければいけないわけでございます。したがって、教育公務員をこの十四条の一号で除きまして、教育公務員の場合は、先ほど申しました非常勤の役員として迎えることができるようにした規定でございます。

○近江委員 それから、顧問を置く理由ですね。また、どういふ人を考えておられるか、その点をお聞きしたいと思うのです。

○石川(見)政府委員 顧問を置く理由でございますが、この宇宙開発の分野といふものは非常に広い分野でございますし、しかも、わが国としてはまだ歴史が浅いということがございますので、こういう点につきましての学識経験のすぐれた方の英知を結集したいということでございます。そして、さらに、この事業団の運営が便宜化したりあるいは独善化するということを避けるために、やはり顧問といふものがあつた方がいいかというふうに考えて、このような規定を設けたわけでございます。

この事業団がやるうと思っております人工衛星なりあるいは人工衛星打ち上げ用のロケットの開発、さらにそれを打ち上げる事業、追跡する事業といふものは、いままでもわが国にたくわえられております研究の成果と、それから技術的な経験、こういうものを十分に活用しながら、いろいろな意味におきましてそういう関係の方々の総力を結集しないと、この事業は遂行し得ないというふうな考え次第でございます。

そのような意味におきまして、この顧問制度を設けたわけでございますし、この顧問の持つておられます知識とか経験といふものが、さらにこの事業団の中に生かされるということを期しているわけでございます。このような趣旨で設けられておりまして、民間企業とかあるいは国の機関あるいは大学、そういうような関係する各界から学識経験のすぐれた者を、できまして十名程度お願ひできたらというふうな存じておる次第でございます。

なお、具体的にはまだ全然進めていない状況でございます。

○近江委員 この顧問については、いま大体十名程度とおっしゃったのですが、大体どのくらいのワケという、それはきまっていますか。

○石川(見)政府委員 法律的にはきまっておりますが、この事業団の認可予算を申請いたしますときに、予算として決定されると思ひますが、大体たいたいま申しましたように、十名程度でいいのではなからうか。これは前後することもあるかと思ひますが、はつきり確定したものではありません。

○近江委員 その辺のところ、確かにこの法案もまだ通っておりませんし、これからの具体的な作業として考えられますけれども、まだ、しかし、その辺のところは、政府の中で何か煮詰まってい

ないように思ふのです。何か言われたから大体このくらいだと、ぼつと答えて答えたような、そういう感じに受け取れるわけですよ。ですから、すでにこれだけの法案を出す以上は、この辺のところまでにおいても、このくらいのことは話し合ひの上で決定しておるといふ、その辺の箇切のいい、大体こういう——学界といつてもこの辺のクラスからこうだといふ、ある程度われわれが納得できるようにやつてもらわなければ、何かまだぼやけているような感じがするわけですね。そういう点、もう少し煮詰めていろいろと考えてもらいたいと思ひます。

それから、事業団法の第二十四条で基本計画をうたつておりますが、いかなる内容のものになるか、これについてお聞きしたいと思います。

○石川(見)政府委員 この二十四条で定めておりますように、事業団の業務は、宇宙開発委員会の議決を経まして内閣総理大臣が定めます基本計画に基づいて行なわれるわけでございますが、この内容といひましては、現在、宇宙開発委員会におきまして、今後十カ年程度将来を展望いたしまして、向こう五カ年程度の開発計画というものを現在進めているわけでございます。この事業団法に

規定されております基本計画は、これに基づいてきめるわけでございますが、大体内容といひましては、開発の目標、それから研究開発を行なうべきおもな項目、それから開発スケジュールといふようなものを予定しているわけでございます。

○近江委員 だから、その開発項目、スケジュールは、大体具体的にどういふように考えておりますか。

○石川(見)政府委員 現在宇宙開発委員会におきまして、十カ年を展望いたしまして、五カ年程度の開発計画を策定しておりますので、それが出てまいりますと、この具体的な問題にも入れるかと思ひますが、現在、まだその宇宙開発委員会の審議が最終的な段階まで進んでおりませんので、それが出来てから、この問題について検討を進めるということになると存じます。

○近江委員 少なくとも十月から事業団は発足するわけでしょう。すなわち、計画がちゃんと策定されて、それから準備が整つて実施、これは実施機関ですよ。もう四月も末じやないですか。そういう段階で、まだ開発委員会ではないかと考えておる。そういう段階でいろいろの諸準備等を整えて、目標も定まらぬ、どつちへ行つていいかわからない。そういうことじゃ「効率的」とか「計画的」と法律でうたつていたってできないじゃないですか。大体、委員会は少なくともあなた方と密接な関係があるわけでしょう。大体どの程度やつておるか、そのくらい把握できてあたりまえじゃないですか。これはどうなんですか。

○石川(見)政府委員 ただいま宇宙開発委員会において進めております基本的な考え方といひましては、四十四年度予算の見積り方針を出すときに決定いたしました、昭和四十六年には電離層観測衛星をQロケットによって打ち上げる、さらに四十八年度においては実験用の静止通信衛星といふものをNロケットによって打ち上げる目標があるといふことで進んでいくわけでございます。現在の宇宙開発委員会におきまして、この線に基づきまして種々具体的な検討を進めている

わけでございます。

○近江委員 それから、宇宙開発に関する基本計画を策定するということは、二十四条で初めて出てくるわけですが、こういうような権限の創設規定というのは、事業団法ではなく別の法律で行なうべきではないか、こういう一部の意見もあるわけですが、その辺についてはどう思っておりますか。

○石川(見)政府委員 この二十四条におきましては、総理大臣が宇宙開発に関する基本計画を策定することとをきめておられるわけでございますが、これはこれで創設的にきめたものではございませんで、大学を含めました関係の行政機関におきまして宇宙開発の基本計画というものは、総理府の持つ総合調整権限に基づいて本来内閣総理大臣が策定し得るものでございます。したがって、この規定は、今後策定される、あるいはすでに策定されております基本計画に従いまして事業団が業務の運営を行なうということを規定しただけでございます。

なお、総理大臣がこの計画をきめるにあたりましては、宇宙開発委員会の議決を経るということになっておりますが、これは、業務といたしましては、委員会設置法の二条一項一号にございまして、「宇宙開発に関する重要な政策に関すること」というものに含まれるものでございまして、この事業団法案によって委員会の権限として創設的に付与されたものではございませんが、総理大臣が基本計画を定めるにあたりまして、特に委員会におきまして審議、決定を義務づけたという点におきましては、あるいは創設的な規定ということがいえるかと存じます。

○近江委員 この宇宙開発に関する基本計画と、現在策定を進めている宇宙開発計画との関係性、これについてお聞きしたいと思います。

○石川(見)政府委員 宇宙開発委員会におきましては、現在、今後十カ年程度のわが国の宇宙開発をどういうふうに行っていくかということを展望しながら、今後五カ年程度におきます宇宙開発に

つきまして、宇宙開発計画の策定を現在鋭意作業中でございます。この委員会におきまして、この計画が決定した場合、これを総理大臣に意見具申することになっております。内閣総理大臣に意見具申をいたしまして、そうして、この事業団法に規定されております宇宙開発に関する基本計画は、宇宙開発委員会で策定いたします宇宙開発計画をもとにいたしまして国のプロジェクトとして組み直すことになっております。そうして、宇宙開発委員会の議決を経まして内閣総理大臣が決定することになっております次第でございます。

○近江委員 この事業団の業務の範囲、これは第二十二条において「人工衛星」ということになっておりますが、各種人工衛星を全部開発するの、あるいは科学衛星等の取り扱いを今後どうしていくかという問題があるわけですが、その点はどうなんですか。

○石川(見)政府委員 人工衛星の開発につきましては、いま申しましたように、宇宙開発委員会の議決を経まして、総理大臣が基本計画を定め、それによって行なうわけでございますが、当面、人工衛星につきましては、郵政省で開発を行なっておりまして電離層観測衛星につきましては、郵政省が中心になって研究に着手しております。現在はこの郵政省が中心になって研究に着手しております。実験の静止通信衛星につきましては、開発段階に入りまして時点におきましては、この事業団が引き継ぎまして開発を進めるといことになると思われま。

なお、科学衛星につきましては、科学衛星の開発でございますが、これは学術研究の目的のために宇宙科学の研究に非常に密接に関連して開発されるという趣旨のものでございますので、原則として東京大学の宇宙航空研究所で行なうというふうに考えております。

○近江委員 この主務大臣は郵政大臣になっていくわけですが、これからのそういう計画を考えていくと、確かに大きな関係があるわけですか。

し、少なくとも、この宇宙開発については、先ほどの意義のところで述べられたように、科学技術の向上とか、いろんなそういう非常に広範な分野があるわけですが、だから、そういう点からいって、科学技術庁長官が主務大臣になってもおかしくないんじゃないか。確かに、政令でほかの関係大臣はきめられておりますけれども、これは主じやないわけですか。主は郵政大臣となつていく。どういふわけですか。

○石川(見)政府委員 主務大臣といたしましては、内閣総理大臣と郵政大臣がなつておられるわけですが、科学技術庁長官は、内閣総理大臣から、四十条によりまして権限を委任されているわけでございます。したがって、実質的には科学技術庁の長官に相当な仕事の内容につきましても、委任が行なわれておられるわけでございます。

○近江委員 権限が委譲されるとか何とか言つたて、それはあくまでわきの意味じゃないですか。主をどこに、柱をどこにするかという問題なんです。少なくとも宇宙開発事業団の性格からいって、広範な技術の結集ということが大事になってくる。そうでしょう。科学技術庁の宇宙開発推進本部が発展解消されて開発事業団になっている。郵政省は、いまの段階では、電波研究所の業務の一部をこやするにすぎないのです。実際に衛星を打ち上げられてから、利用とかそういう面については確かに関係が深いことはよくわかります。だけれども、宇宙の定義もきまっております。これからはどこまで宇宙開発といふものが広がっていくかわからないでしょう。それを、単なる郵政大臣を主務大臣にしていくということ自体のあり方です。これは当然、科学技術庁長官が主務大臣になるのはあたりまえです。いまの答弁では納得しません。わかっている人、全部答えてください。最後は長官。

○馬場(一)政府委員 これは行政組織上の関係がございまして、私がお答え申し上げます。ただいま調整局長から申し上げましたように、三十九条の主務大臣というのは内閣総理大臣、こ

の内閣総理大臣と申しますものは、いわゆる総理府の長という意味での内閣総理大臣でございす。御承知のように、国家行政組織法上、科学技術庁は、総理府に属して行政組織上の庁というところになっておまして、その長が科学技術庁長官でございまして、この三十九条では、形式的には内閣総理大臣と書いてございまして、実質的には、先ほど御説明しましたように、次の条文で、大部分の権限を科学技術庁長官に委任されていることになっておりますので、この三十九条の内閣総理大臣というのは、科学技術庁長官と読みかえていただいても、実質的にはほとんど誤りないわけですが、ただ、行政組織上、科学技術庁というのは総理府の中にある役所でございまして、三十九条の主務大臣は内閣総理大臣と書いてある、これだけのことでございす。実質的には、科学技術庁長官が郵政大臣と並ぶ主務大臣と言つていただいて差しつかえないと思ひます。

○近江委員 それは、説明すればそういうことになるかもしれませんが、それと、法において、科学技術庁の長官の立場はどういう立場にあるかということも、そこをどうすべきです。実際の今後の事業団、いろいろ国会でも議論されるでしょう。当然、科学技術特別委員会とも関係があるわけですから、いろいろ議論されると思ひますけれども、しかし、少なくとも主務大臣が郵政大臣となれば、当然これは通信委員会が主になつてくるように思ひます。そういう点において、やはり何と申しても、実際それを監督し、やっていると、これは科学技術庁長官ですから、はっきりと、これは主務大臣は科学技術庁長官である。あくまでも郵政大臣というのはサブに置くべきである。その点は、もう少し法的に審議することはできなかつたのですか。それはどうなんですか。

○木内国務大臣 私に直接関係があることですから、私からお答えするのを差し控えておつたのですが、官房長が御答弁申し上げましたように、実質上は私が主管するわけですが、いまの行政組織上、科学技術庁というものは内閣総理大

臣、行政官庁の長としての内閣総理大臣の所管に属しているというたてまえになつておるものでありますから、そのたてまえをくずさない限り、また、そのたてまえをくずすのはちょっと困難じゃないかと思いますが、そのたてまえをくずさない限り、これは内閣総理大臣というふうには書かざるを得ないわけです。ただ、しかし、実質上は、官房長から御説明申し上げたように、科学技術庁長官がその大部分の仕事を行なう、こういうことになっております。その点、御了承願いたいと思います。

○近江委員 そういふところで責任というものはぼけるんですよ。はっきりとした責任体制というものが、それに実質上携わっている人が責任を持つ、これが運営としては一番効率的にいくようになると思うのですよ。法律も「計画的」、「効率的」ということをいっているでしょう。結局、現実には携わっておられない者が権力を持っている。そこに大きなずれがある。その点で、この点は実質的に私だ、しかし問題が起きたときに、主務大臣は郵政大臣だ。そういうふうな、責任の点で私はもうはつきりと、実際に一番監督をしてやっていくのは科学技術庁長官なんですから、あなたが、この法律を出される前においても、この点は私も責任を持っていきたい、その点、私の立場も実質はそうだとすることになるにしても、はっきりと法律的にも規定してもらいたい。そこまで意見が出せなかったのですか。

○木内閣務大臣 先ほど来申し上げておりますように、いまの行政組織のたてまえから言うと、そうはまいらないのです。したがって、次の条文において、総理大臣は大部分の権限を私に委任しておるといふことによって、私は、非常に権限と責任の限界というものは法律上はつきりしてある。ただ、科学技術庁長官という名前を総理大臣と置きかえて書き得なかつたというだけのこと、で、実質においては同じことであります。その点、御了承願いたいと思います。

○近江委員 これは、管轄は違いますが、私はこの間の分科会で万国博のことを聞いたことがあるのですよ、そうすると、菅野さんは、経企庁長官で、そうして万博担当大臣になつておる。万博担当大臣というのとは一体どういう権限があるのですかと私も法制局からとつてみたら、調整大臣ですよ。あの人は直系の部下というのはいないのですよ。万博に対しては、調整するだけの大任ですよ。これはまあちょっと管轄が違う話ですけども、そういう権限も伴ふような名前だけのそれではあかんわけですよ。実質上は科学技術庁長官が事業団を握っている。郵政大臣がなつたつて、そういう広範な技術の推進とか、あらゆる部分におけるそういう効率的な事業団を通じての国民に対するメリットというのを考えていった場合、やはり郵政大臣じゃまずいですよ。主務大臣としておくには、当然はつきりと、実質的には科学技術庁長官であるにしても、その辺のところをもう少し、責任はこうだという、その辺をはつきりとすべきじゃないでしょうか。実質的な責任は科学技術庁長官にあつて、主務大臣は郵政大臣だといふのはおかしいじゃないですか。ただ、行政組織がそうなつていふからというだけで流されていいのですか。あなたは少なくとも、これだけの国費を投じて行なわれる事業団じゃないですか。それは、どういふ事情があつたにしても、私としてはこうしていききたい。流されたんじゃないですよ。その辺のことをはっきりとすべきじゃないですか。その点、いまから総理に対して、長官として、私はこのようにしていききたいという御意見をもちますか、このままで流されるのですか。

○木内閣務大臣 お答えいたしますが、先ほど来申し上げておりますように、いまの行政組織のたてまえから言うと、さうにはまいらない。そこで、この責任者として内閣総理大臣、こういう名前を出しているわけです。これは所管大臣として内閣総理大臣、これは科学技術庁は、行政官庁の長としての内閣総理大臣の所管に属してありますから、そこで内閣総理大臣という名前を出して

おるわけでありまして。そこで、しからば実質上どうかという、次の条文で科学技術庁長官に内閣総理大臣はこれを委任しておるといふ形になつておりますので、法律のたてまえからいってもきつめてはつきりしておるものだろう、私はかように考えております。

○石田委員 閣下で、井上善方君。○井上善方委員 ただいまの件でお伺いしたいのですが、「主務大臣は、内閣総理大臣、郵政大臣及び人工衛星等の開発に係る事項を所管する大臣で政令で定めるものとする。」三十九条にはこうあるのです。ところが、おたくのほうの科学技術庁設置法の第四十五条の二には「宇宙の利用を推進すること（他の行政機関の所掌に属することを除く。）」とある。としますと、この科学技術庁設置法とこれは大いに食い違つてくると思うのです。どうでございませうか。あるいは科学技術庁設置法を削除するおつもりですか。どういふ関係になりますか。大臣、どうでございませうか。

○木内閣務大臣 これはこまかな法律論になりますので、官房長からお答えいたします。○井上（善）委員 大臣、あなた、科学技術庁設置法に基づいてあなたの大任もあるのです。いいですか。あなたの権限ですよ、第四十五条の二は、権限の十五の二に「宇宙の利用を推進すること（他の行政機関の所掌に属することを除く。）」とあるのです。そうしてきますと、あくまでも宇宙開発事業団法の主務大臣は、この法律からいくなればあなたの所管でなければならぬ。どうでございませうか。

○馬場（一）政府委員 大臣からお答えがあるかと思いますが、法律上のことでございませうから、私から事務的に御説明申し上げます。科学技術庁設置法の第四十五条で、ただいま御指摘になりましたように「宇宙の利用を推進すること」といふのは、科学技術庁の所掌事務になつております。それから一方、宇宙開発事業団法の第三十九条は、この法律に基づいてできます宇宙開発事業団というものの所管をどの大臣が持つつかとい

う所管権限を創設した規定でございませう。その所管権限の面では、ただいま申しましたように、国家行政組織法上の関係で一応内閣総理大臣ということになつておりますが、しかし、一方内閣総理大臣は、おっしゃるとおり自分で手足を持つていられるわけではございませぬし、科学技術庁が宇宙の利用を推進する役割を持つておられますので、その役割を持つておる科学技術庁長官に、この法律に基づく大部分の権限を内閣総理大臣から委任したという規定が第四十条にあるわけではございませう。

○井上（善）委員 国家行政組織法の第何条の規定によつてそういうふうなことがきまつておるのですか。○馬場（一）政府委員 国家行政組織法の第三条に行政機関の設置云々という事項がございませうが、その第三条の第二項に「行政組織のため置かれる国の行政機関は、府、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。」委員会及び庁は、府又は省に、その外局として置かれるものとする。ということ、別表第一に総理府に置かれる庁ということで科学技術庁といふのが他の企画庁、防衛庁等と並びましてあるわけではございませう。したがって、科学技術庁は行政組織法によつて総理府の外局になつておるわけではございませうから、行政組織的に申しますと、総理府の長は内閣総理大臣でございませうので、内閣総理大臣の管轄のもとに科学技術庁があり、その長官が科学技術庁長官である、こういう関係でございまして、ちょうどその関係は、たとえば、通産省に中小企業庁という外局がございまして、その長官である中小企業庁長官が行政組織上は通産省大臣の所管に属しておるといふのと大体同様であらうかと思ひます。

国というのは、宇宙の利用を推進することじゃないのですか。

○木内国務大臣 御了解願えないのでたいへん残念に思うのですけれども、いまの行政組織のたてまえからいいますと、官房長から御説明申し上げたように、総理府のうちに科学技術庁もありますし、企画庁もありますし、防衛庁もありますし、そういうところを書く場合には、所管大臣はいずれも内閣総理大臣ということになるわけです。そして、その下と言っては悪いですけども、その各庁を担当しておるのが科学技術庁長官であり、企画庁長官であり、防衛庁長官である、こういうふうにするたてまえになっておるものでありますから、行政組織法のたてまえからそういうふうに書いてあるのですが、実質上は、いま官房長が申し上げたように、科学技術庁長官が所管しておりますので、次の四十条で実際上内閣総理大臣は私にまかせるといふふうに書いてあるわけでございますから、法律上も非常にはっきりした規定になっておる、かように思います。

○井上(普)委員 私は、科学技術庁長官というのは、時代の最先端を行く日本の科学技術の大將だと思ふ。ところが、あなたのお話を聞いてみると、大臣にもだいぶ格差があるようですね。郵政大臣はこの主務大臣としてはっきり出ておるし、あなたのほうは下げられて内閣総理大臣から委任せられていくことになる、大臣でもだいぶん値打ちが下がるのです。どうなんですか。中小企業庁と科学技術庁の長官と同じじゃないですよ。あなた、大臣でしょうが。

○木内国務大臣 いま中小企業庁は、ただ所管大臣の説明から官房長が申し上げたのですが、大臣としては経済企画庁長官も総理府の所管です。防衛庁長官も総理府の所管です。科学技術庁長官も総理府の所管ということになっております。それは行政組織法上そういうふうになっておる。だから、それをいさぐに私も変えて、そのところに科学技術庁長官と郵政大臣と並べるわけにはいかない。いかなから、それで次の条でそれを

委任しているというのがいまの書き方であるということをお説明申し上げておるのであります。その点はひとつ御了承願いたいと思っております。

○井上(普)委員 それじゃ、郵政大臣がなぜここに入ってくるのですか。

○馬場(一)政府委員 国家行政組織法の第三条に、国の行政機関の組織はこの行政組織法で定められることになっておまして、「行政組織のため置かれる国の行政機関は、府、省、委員会及び庁である」という規定がございます。それから第五條に行政機関の長という規定がございます。第五條を読みますと、「総理府及び各省の長は、それぞれ内閣総理大臣及び各省大臣とし、」というふうに書いてございます。それで、先ほど御説明申し上げましたように、科学技術庁は総理府の中にある一つの庁でございますので、総理府という一つの行政機関の長は内閣総理大臣であるわけでございます。それから、郵政省というのは各省の一つでございますので、その長が郵政大臣ということになるわけでございます。そして、国家行政組織法上郵政大臣と並びますのは総理府の長である内閣総理大臣ということに、行政組織法上なるものというふうに考えております。ただし、科学技術庁は外局でございますけれども、その長官である科学技術庁長官は、言うまでもなく国務大臣でございますから、その意味で、先ほど私が例に引きましたように、中小企業庁長官というふうなものとは、その長である中小企業庁の長官は普通の公務員でございますけれども、科学技術庁の長官は大臣でございますから、中小企業庁を例に引きましたのはたいへん不適当かと存じますが、行政組織法上は総理府の長は総理大臣というので、総理大臣が各省の長である郵政大臣と対に書いてある、こういうことでございます。

○井上(普)委員 だから、わからないのは、郵政大臣がなぜこの法律のここに頭を出すのかということです。

○馬場(一)政府委員 郵政大臣がここで総理大臣と並びまして、いわゆる共管大臣ということで出てきておられますのは、この宇宙開発事業団で当面取り上げます電離層観測衛星、この電離層の観測というところが郵政省の所管に属しておりますので、そういう意味で、宇宙開発に際しての深い大臣というところで郵政大臣が出てくるわけでございます。同様に、その次に将来の事業団が、たとえば気象衛星あるいは航行衛星というような別の衛星を開発し、それをやることになりました場合には、その気象を所管する大臣、あるいは航行を所管する大臣等が、その段階では、政令で定めまして、ちやうど郵政大臣と同様に次々入ってくる、こういうことで共管になるわけでございます。

○井上(普)委員 いや、将来のことを考えるから、私は郵政大臣のことが出てくるのはおかしいじゃないかと言っている。将来気象衛星を打ち上げる際に、これまた運輸大臣も出てくるでしょう。あるいはまた、学問的なことになってくれば、文部大臣も出てこないとも限らない。それを総合企画するのが科学技術庁じゃないですか。で、あるから、このところに科学技術——しかも、あとあとと政令で定めるときには政令で定め、あなた、いまそういう答弁だった。だから、おかしいじゃないか。だんだんだんだんふえてきたときには、一体総括するのはだれだということになれば、私ら常識的に科学技術庁の長官だと思つてゐる。ところが、どうも話を聞いてみると、格差のあるような大臣が出てくるということになると、下の者がこれを統括するということになるとおかしいので、この際、これは総理大臣でほつておいていいじゃないですか。総理大臣はストリートに科学技術庁の長官になるのだそうですから、何も郵政大臣が頭を出す必要はないじゃないですか。

○木内国務大臣 お説のような見方も一つ考えられると思うのですが、この事業団というものは、科学技術庁といいますが、総理府の所管だけでは

ない。郵政省の所管している仕事もこれはやる。あるいはまた、今度建設省のものがあれば建設省もやる。いろいろな役所の仕事を集めてみんなでもやるということでありまして、科学技術庁とか総理大臣ですか、総理大臣だけの所管というものじゃないのです。ですから、やはりいろいろの所管事務があるから、その名前をここへあけて、こういうことになってゐるわけでありまして、この事業団というものは科学技術庁だけの所管の問題じゃないです。

○井上(普)委員 いま電離層が郵政大臣の所管だとおっしゃいますけれども、電離層の観測なんというものは、ちゃんと気象庁でやっていますよ。現に気象庁でやっていますよ。私は潮岬の測候所に行つて調べてみますと、やっていますのだから、そういうようなこともすてにやっていますのだから、電離層の観測が郵政省の所管であるからといって、郵政大臣が頭を出すのはおかしいじゃないか。ここあたりを、そこに官僚同士のセクシヨナリズムのちか合いをやつて生じた産物がこの法律じゃないのですか。だから、日本の科学技術なんというものがなかなか進まないのも、お役所同士のセクシヨナリズム、これが権限の奪い合いをするところ、日本の科学技術というものがなかなか進まないし、今度のロケットの打ち上げにいたしましても、東大と科学技術庁とがけんかして、どうも横の密接なる関係ができていないから失敗に失敗を重ねているのだと私は思う。そういうようなおそれがあるからして、私はこの際、入れるなら気象庁の長官ぐらゐまで、文部大臣もこの下に入れたらどうですか、現にやっていますのだから、大臣、どうですか。

○木内国務大臣 いまのお話のように、あるいは電離層のことを、ほかでもやっていますところがあるからかもしれませんが、そういうのをこの事業団のほうに入れてくる場合には、やはりその所管の大臣を入れて包摂してやっさいこうというものが今度の事業団の趣旨なんです。そこで、そういうものは別にすることになれば、これは入って

こないことになりまして、そういういろいろな各省でやっているものをだんだんにこへ一元化していこう、それにはそれらの所管大臣も所管大臣として加えてやっていこうというのがこのためです。それから、それは名前を抜いたらいいだろうと言われている、それはいい。これは別にセクショナリズムという意味ではありませんから、各省のやっているものを広く包容していこうというのがこの事業団の趣旨なんです。その点はひとつ御了解願いたいと思います。

○井上(普)委員 大臣、あなたの論法でいくならば、電離層をすでに研究され、観測もされておる運輸大臣も、これも入らなければならぬじゃないですかと聞いておる。いま研究しておるんだから……。

○木内国務大臣 いまお話しのように、共管の事項というものはできるだけ少なくしようということとは、もちろんです。運営していくためには少ないうちがよいのですが、ほかでもやっておるもの、それをこちらのほうに引き継いでくるようにすれば、その大臣は当然所管大臣に入るわけですね。気象の観測、いろいろなことがありますが、あるいは航行の観測もある。それで、あとの条文の続きがあるわけですね。いまはさしあたりは、法律の上では郵政大臣、今度はほかに入ってくれば、それはまた政令で所管大臣を加える、こういうことを書いてあるわけですから、それで十分だろうと思います。

○井上(普)委員 大臣、政令で今度は入れてくるということ自体がすでにおかしいのですよ。これは片方は法律でできているのですから。これが政令であれば、これはまた話はわかります。この事業団自体が法律なんです。そこへ行政の、いかに役人の権力が強いといったって、あとと運輸大臣も入れてくる、あるいは文部大臣も入れてくるというように、これはおかしいです。そのことが第一点です。

第二点としては、すでにあなたの先ほどの御答弁によると、郵政大臣は電離層の観測、それと研

究をやっておるからこの中に入れる、こうおっしゃったのでしよう。しかしそのことは、事実いまでもすでに気象庁におきましても行なっているのです。観測と研究とを。しかも、将来気象衛星も打ち上げる計画が、これはもう四、五年先にあるのでしよう。そうしますと、これらも含めてくるか、あるいは除いてしまつて科学技術庁の長官で一本でいくのか、あるいはまた、いままでもう研究しているところは含ましていいじゃないかという議論を私はしている。どっちをとるのですか。ただ一つ郵政大臣という強いやつが出てきておるから、セクショナリズムでどっちをとるかというのでけんかしたから、その産物でここに郵政大臣が出てくるのはおかしいじゃないかと私は言っておるのです。

○木内国務大臣 いまたびたびお話がありました。郵政省で所管している電離層観測衛星の開発、これはこの事業団に引き継ぎますから、そこでこれは郵政大臣が当然所管大臣ということになる。ほかにもやっているものはあつても、それを引き継いでくれば、そのときにはあとの条文で当然これは所管大臣に入ってくる。

それから、ここで政令によってそういうことをするのはけしからぬじゃないかというお話ですが、その点については政令で加えることにして差しつかえないということをお法律で決めてもらうわけですね。差しつかえないということをお法律で決めれば、その法律に従つてこれを行なうのですから、これは別に法律を無視してやったことになるわけでも何でもありません。法律の規定に従つてやるということですね。

○井上(普)委員 どうもいまのお話では、政令で定めるのでありますから、そんな政令は反対でございします。たとえば、いま現にその電離層の同じようなことを気象庁でやっているのですよ。あるいは科学技術の研究内容が少し違つてもいいじゃないけれども、現にやっておるのですから、運輸大臣も入れるなら入れたらいいじゃないか、のけるのなら郵政大臣もつけてしまえという議論を私はして

いるのですよ。どうなんです。

○石川(豊)政府委員 この事業団におきましては、人工衛星の開発と人工衛星打ち上げ用ロケットの開発とをやることをやっています。そのうち、郵政省で開発しております電離層衛星と申しますのは、電離層観測をやります。これによりまして短波通信の電離層の状況というものを把握することによっていろいろデータを出すという衛星でございます。したがって、これは従来から郵政省の電波研究所でやっておりました電離層観測というものを衛星に乗せてやるという業務でございます。気象庁のほうからは、現在宇宙開発委員会に出ております計画におきましては、電離層観測を衛星によってやるという計画は出ていないわけでございます。現実には地上上においての電離層観測というものはあるいはやっておるかも知れませんが、私たち承知しております。したがって、内容的には全然違つておるわけでございます。

それから、この電離層観測衛星というものは従来郵政省の所管でございましたが、今回電離層観測衛星が開発の段階になってまいりましたので、この事業団の中に吸収するようになったわけでございます。先ほど大臣からもお話しのように、共管事項につきましては、そういう意味合いにおいて最小限にしようということになっておるわけでございます。

○井上(普)委員 実は私は、科学技術庁というのは一体何のためにあるのか、疑問に思ひだしたのですよ。お話を承つておりました。大臣は二流大臣だということを話の中からお話したのでございしますが、現在郵政省が電離層の研究をやっております、これは認めます。しかし、現在衛星なんというものはまだ打ち上がっていないでしよう、打ち上がっているのですか。私は不敏にして郵政省が人工衛星を打ち上げおるということを聞かないのです。それを事業団へくつつけるといふ。これから開発していくのでしよう、どうですか。もう打ち上げておるのですか。

○石川(豊)政府委員 お答えいたします。電離層観測衛星につきましては、四十三年度からプロトタイプの開発にかかっております。本年度プロトタイプが開発が進みますと、(井上)委員「プロトタイプ」といふのは何だ」と呼ぶ。プロトタイプというのは原型の衛星でございます。これができまして、四十四年度これの試作、試験、こういうものを完成いたしまして、実際に打ち上げる衛星へつなぐということになっておるわけでございます。

○井上(普)委員 あなたの方のお話を聞いておりますと、まことにオーバーなお話多いし、私らとしましては、どこまでがどうなっているのか、ほんとに雲をつかむような感じがしますが、宇宙をつかむような話ばかりされて、まことにわれわれ学のない者には迷惑しつくなんです。そこで、この宇宙開発事業団法の提案理由の説明で、「国民生活に画期的な利益をもたらすとともに、」というの、一体どんなメリットがあるのです。画期的な利益という、よほどわれわれ国民生活に重要な影響を与えるものだと思うのですが、事業団というのはそんなに力があるのですか。

○木内国務大臣 宇宙開発につきましてはきわめて長足な進歩をしまして、私どもはこれがどこまでいくかわからないくらいだと思つておるわけですね。現在におきましては、あるいは通信の問題、あるいは航行の問題、あるいは気象の問題、そういう方面において国民生活にきわめて密接な関係がある、今後これがだんだん開発されるということ、これは、一般にあまり感じませんけれども、われわれは非常に大きな利益を得ていく、かように考えています。その点については、さっき私どもの政府委員から、そのほかにこれによって科学技術の水準の向上に非常に役立つ。ヨーロッパ各国——ヨーロッパだけじゃありませんが、このころは宇宙開発に關係しておらぬ会社の技術水準というものは非常に立ちおくれるということさえいわれているくらいでありまして、これによる波

及効果は非常に大きい。したがって、また、これが国民生活に重大な影響を持つ、こういうことだと思ひます。

○井上(普)委員 「国民生活に画期的な利益をもたらす」というのは、大臣がいまおっしゃった理由、すべてこれは運輸省所管じゃないですか。航海にしても便利になる、あるいはまた気象測定ができる。一番重要な通信なんというのはいまの御答弁の中に一つも出てきません。結局、気象衛星が打ち上げられることによって、われわれ気象の重要性というものを認識せられるのだと思うのです。にもかかわらず、運輸大臣が入っておられぬというのはいかがですか。先ほどの議論になりますが……このメリット、この宇宙開発は「国民生活に画期的な利益をもたらす」、画期的といふ、事業団ができるとどんなに国民生活が豊かになるのかと思つて私は期して待つておるのでございます。その期して待つておる一番重要なものは、何といひましても気象だろと思ふのです。気象予報が十分できるといふことだらうと思ふのです。あるいは航行が測定できることだらうと思ふのです。これがまず第一じゃありませんか。大臣どうです。

○木内(務)大臣 先ほど来たたびにお答えしてありますように、気象関係の衛星を開発する段階になつてこちらのほうに移すといふことになれば、当然これはいまお話しの方省もこれに入つてくるといふことになつてまいりますが、いまその仕事はこちらに移つてきておりませんから、その役所の名前はこの入つておられぬ、こういうことであるので、その点は一つこの法律の趣旨をよく御了解願ひたいと思ひます。

○近江(委員) 私は時間がありませんので、最後に一問だけお聞きしたいのは、この前の委員会でも私は質問させてもらったのですが、要するに、この事業団というのは、あくまでも宇宙開発の推進をしていくための実施機関、その法案であります、われわれが一番心配なのは軍事転用、そうした宇宙開発というものが両刃のやいばになつて

くるといふ点を非常に心配するわけですから、原子力基本法に自主、民主、公開、国際協力、平和、そうしたことが明白にうたつてある。結局そうした実施機関ばかりが先に進んで、その歯どめになるものはないわけですか。ですから、われわれとしては、あくまでも基本法を先につくつて、そうして、この事業団をスタートさせるべきだ、このように申し上げたのです。基本法は、時間的に事実上無理だといふ意見もいま出ております。それで、どうなるかわかりませんが、今も、基本法でそれを盛り込んで、この基本法を今

回通すといふことが最悪無理な場合、歯どめとして、長官としては、国民の皆さんはこのように心配しているわけですが、先ほど審議会の答申を尊重するとか、いろいろな前の委員会で話がありましてたけれども、しかし、その歯どめとして何らかの形をとらなければいけないと思ふのです。そういう点、長官としては、いま宇宙小委員会等でもいろいろと議論がされておりますけれども、前の時点から事態がだいぶ変わつてきたのですが、長官としては、いまだどういふような形で、最悪基本法が無理とした場合、その歯どめを考えておられるか、その点のあなたの構想を聞かせてほしい。

○木内(務)大臣 この問題につきましては、先般来たたびにお申し上げておるのですけれども、宇宙開発委員会の前審議会において、第一号答申でこの宇宙開発の基本方針として、宇宙開発は平和目的に限る。また民主的にやれ、公開しろ、あるいは国際協力を主眼としてやれ、これははっきりしておるわけなんです。それから、これを引き継いでいまま基本計画、開発計画を審議しておりますところの宇宙開発委員会の設置の際、昨年ですね、両院におかれまして、その趣旨はきわめて明確にされておる。そして、また、それを受けて今度内閣総理大臣は、この間の衆議院の本院議でも、この提案理由を説明しました際の質問に對してもきわめて明確に、これは問題ない、そういうことは法律に規定するとか何とかいふことにな

しに、自分たちはそれに倣しておるのだといふことを答弁しておるのではありません。それから、私自身も、その問題をたびたび御答弁申し上げております。私はそれで歯どめ以上の歯どめだ、かように考えておるのです。

○近江(委員) 歯どめ以上の歯どめといつても、いままで総理大臣や大臣がおっしゃったことは、それはケースが違うにしても、われわれとしては非常に疑問に思ふ点、守られておらない点がある。にも多過ぎるわけですよ。そういう点で、あなたが歯どめ以上の歯どめとおっしゃったのは、すでに刃がこぼれた使ひものにならない歯どめですよ。そういう点で、はつきり何らかの形でそれをすべきである、私はこう思ふのです。実はこの点は、さらに宇宙小委員会等で煮詰めてわれわれとしてもやめていきたいと思つております。その点、大臣もそんなかたい、いつまでも変わらないことじゃなくして、皆さんがこれだけ心配しているのですから、何とか確実な、だから見ても納得のできる歯どめを考えなければならぬ段階に来たのじゃないかと思ふのです。その辺も考えなければならぬ。いままでおっしゃった一号答申とか、総理大臣あるいは大臣のおっしゃったことでは当てにはならぬといふことを言つておるのですから、それでは一応そういう考えを捨てて、大臣としては何らかの対処をしていきたいといふお考えはいまありませんか。

○木内(務)大臣 どうも私どもの言うことを御信用願ひないとあれですが、そういうことでありますれば、これはまたこの委員会あるいは懇談会その他でいろいろ御協議願つて、適当なものであれば私どもは十分その御趣旨に沿いたいと思ひます。

○近江(委員) それでは、私の質問を終わります。

○石田(委員) 関連して、吉田之次君。

○吉田(之)委員 先ほどからお二人の委員が事業団の監督の問題で主務大臣項でいろいろの質問をされております。私もどうもこの点でふに落ちないのです。と申しますのは、二年前に動燃事業団ができたわけです。この動燃事業団法と今度でき

る宇宙開発事業団法とは、われわれの考え方からいへば、きょうだい姉妹みたいなものだ、同じ科学技術庁が取り組んでいく二つの重要な事業団であり、したがって、その法律の組み立て方、タイプといふものは全く同じ趣旨から似通つて構成されるべきものだといふふうにわれわれは考えております。

ところが動燃事業団のほうには、「第五章監督」のところ、第四十条「事業団は、内閣総理大臣が監督する」といふふうに明確に書いてあります。ここには通産大臣が——しかも、その主務大臣の中に、宇宙開発事業団のように主務大臣は内閣総理大臣と郵政大臣及びあとで政令で定めるものとすといふふいふ並列的な書き方は、動燃事業団法には全然ございません。動燃事業団では最も関係あるべき通産大臣との協議については第四十五条条において通産大臣に協議しなければならぬ。ただし、その協議はこれこれにかかると限られてるものとするといふふうに、非常に限定して明確に書いてあります。いわば動燃事業団の監督、そして主務大臣は厳然として内閣総理大臣である。したがって、その命令を受ける科学技術庁長官である。そして、部分的に限定して関係大臣と協議するといふふうに書かれております。この書き方といふものが、これから科学技術振興に取組んでいくその事業団の法律の立て方としては非常に明確であり、責任体制が非常にはっきりしているといふ点で、非常にすぐれたものだと思ひます。ところが、わが二年間で同じような性格で発足すべき宇宙開発事業団の事業団法が全然並列形式で大臣全部関係あることにずらつと主務大臣に入つてくるのだ、科学技術庁長官といふものは何か調整役をしておる程度のものだといふ感じを受けやすくなる印象を与えようといふし、ております。いわば人工衛星のほうには、NHKや電電公社など、そういうところから資金を集めなければならぬ。したがって、その意味で郵政大臣をうんと前面に出しておこうといふような考え方があるのかないのか、そんなことは知りません。

が、何か非常にしり込みをしたような感じをわれわれは受けるのです。事情は動燃事業団と宇宙開発事業団、全く一緒だと思うのです。動燃事業団といえども、いま申しましたような資本金を集めるためには、通産大臣が大いに走り回り、また、業者にも協力要請を求めなければならぬという点では全く同様だと考えます。なぜわずかに二年間に、しかも、同じようにつくらるべき二つの事業団法の監督の項目について、このように違いがはつきりと出てきたのかという点、ひとつ明確にお答えいただかないと、われわれはどうも納得ができません。

○木内国務大臣 いろいろ御疑問の点もあるだろうと思いますが、いま郵政大臣を入れたのは、資本金を集めるとか、そういうことではないことだけはひとつ御了解願っておきたいのです。

そこで、動燃事業団と今度の場合とを比べてみますと、動燃事業団でやりますことは、いずれも科学技術庁の所管の問題だけなんですけれども、いまの宇宙開発の場合には、御案内のように、先ほどお読みになりましたように、他の省の所管に属するものを除くと書いてあるのです。他の省の所管に属するものを除くということがありますから、その他の省のものをこちらのほうに入れてくる場合にはどうしても、郵政省の所管のものを入れてくる場合には郵政大臣も主管大臣になる、こういうことにせざるを得ないために、両方の間には違いがある、こういうわけなんです。

○吉田(二)委員 どういう意味なんです。いわゆる宇宙開発事業団と動燃事業団とは似たような名前のものであるけれども、性格は全く違う。動燃事業団はあくまでも科学技術開発オンリーのものであって、そして、宇宙開発事業団というものは、概念としては、むしろそういうものからなるかに大きな、いわゆる実施部隊を含んでやっていくものだ、いわゆるボーダーという性格においてこの二つは大きく性格が違うのだ、こういう意味ですか。

○木内国務大臣 そういう意味ではないのであります。動燃事業団のほうは原子力関係、原子力関係は私のほうの所管に属しておるわけです。原子力関係は科学技術庁の所管に属しておるわけですから、原子力の開発の問題は科学技術庁の所管に属しておるから、科学技術庁の所管大臣であるところの総理大臣というものを表に出してあります。それから一方のほうは、先ほどお読みになったことによつて、私どもの宇宙開発については科学技術庁の所管に属しておるが、ただし他の省の所管に属するものを除くと書いてあるところをお読みになったと思うのです。その他の省の所管に属するものを除く、すなわち郵政省に属してあるものをこちらの事業団のほうに入れますから、そこで所管大臣の郵政大臣も一枚加わってくる、こういうことになるわけです。

○吉田(三)委員 原子力開発は一〇〇％科学技術庁の所管である。宇宙開発というのは、一部分だけが科学技術庁の所管なんです。そういうことですか。そうしたら、宇宙開発の主たる所管というの、先ほど近江さんや井上さんが心配しているように、宇宙開発事業団というのは郵政大臣なんですか。こちらはお手伝いするだけですか。科学技術庁というのは、みずからがいわゆるメインとなつて、主体となつてやるのでなしに、サブでいいんですか。そういうものと了解していいんですか。

○木内国務大臣 条文に関する限りは、宇宙開発は科学技術庁の所管になつてゐるが、ただし他の省に属するものを除くと書いてある。ここが重大なところで、私どものほうですべてを所管しているわけではないのです。郵政省で所管している部分もあるし、文部省で所管している部分もあるし、あるいは運輸省で所管している部分もある。そういうものを入れる場合には、その所管大臣を入れるを得ないということに、行政の組織法上なるわけですね。その点を御理解願いたいと思ひます。

○吉田(二)委員 そうしたら動力炉というのは通産省が所管しているものじゃないですか。その辺、どうもよくわからぬのです。

○馬場(一)政府委員 原子力の場合には、御承知のように、原子力の行政と申しますものは、科学技術庁ができて以来、原子力の利用開発というのは科学技術庁の専管になっております。したがって、その開発を行ないます動力炉開発事業団は、ほかの省の所管に属する部分がないわけでありまして、したがって、形式的に申し上げますと、先ほどの議論で、科学技術庁長官、その長である総理大臣の専管になっておりまして、ただ動力炉を開発しますと動力炉の将来の利用その他につきましては、当然公益事業を所管しております通産省と関係が出てまいりますので、必要部分について協議をする、こういうことで、動燃事業団法の規定ができておるわけでございます。

それから、宇宙開発の場合におきましては、科学技術庁の設置法にもございますように、従来科学技術庁で宇宙開発のことをやっておりました機関は宇宙開発推進本部でございますけれども、これはいわゆる宇宙開発を全部、つまり打ち上げ用ロケットと、それから人工衛星、何から何まで全部宇宙開発推進本部でやっておたわけではございませんで、大ざっぱに申し上げますならば、ロケットの開発は宇宙開発推進本部、それから、その上につけます各種の衛星、具体的に申しますと、いま開発段階に入つておる電離層衛星あるいは静止実験衛星等の通信衛星の部分は郵政省の電波研究所でやっておたというぐあい、どっちが一部分で、どっちが大部分かということとは別にいたしまして、宇宙開発の仕事が二つの省にまたがっておりますので、今度それを事業団で一元化した際には、両方の大臣が共管で入ってくる、こういういきさつになっておまして、原子力の場合とは、そのところの事情が違うわけでございます。

○吉田(二)委員 いやいよ私どもは納得できませぬ。それは結局、たゞいま官房長がおっしゃっている説明はいきさつが違ふ、いままでのいきさつの違いによつてこういうふうに出るのだという説明でしょう。私も、これからのビッグサイエンスと取り組んでいく日本の科学技術庁のあり方というものは、そういう過去の創世紀の、それからまだ創世紀にも入らない前の段階のいきさつにこだわつて、そして前も寄り合い世帯だから、これは監督の主務大臣は寄り合いでいかなければいけぬのだ。これはたまたま前から科学技術庁の所管であつたから、これは内閣総理大臣、すなわち科学技術庁長官が責任監督大臣としてやつていくのだ、こういうふうな行き方というものはよくないと思うのです。こういうことこそこの際一元化して、いわば旧来の陋習を破つて、ほんとうに科学技術庁が前に出て取り組んでいくということになれば、将来大きな問題を残すのではないかとこの点を憂へます。その点、長官、私の考えは間違つておられますか。

○木内国務大臣 まあいろいろ御意見があらましても、確かに政府としては、いろいろ考えるべき点もないことではないと私は思うのであります。しかし、やはり郵政省なら郵政省で所管しておる研究、郵政省の仕事を密接なる関係のあるものを、郵政省を除外して私どものほうだけでやるというわけにはいかなないので、それからまた、今度運輸省なら運輸省に属するものを、君のほうは黙つて、おれのほうだけでやるというわけにはいかなないので、やはり他の各省の所管の点は十分に尊重しながらやつていかなければならぬものだと思ひます。

○吉田(三)委員 大臣のそういう、他の省庁に対するそんな、配慮、そういう気持ちでいかならば、いつまでたつても科学技術省というものはできないということになります。われわれはやはり、日本がこれからほんとうにアメリカやソ連に追いつき追いついていく科学技術日本をつくらうとすれば、将来は科学技術省をつくらなければならぬ。

らぬと思う。心がまえにおいて、いままでのような官僚的な、いままでのような旧態依然たる発想法でものごとを判断し、これからいろいろと処理されていこうとされるならば、これからのそういう飛躍的な発展というものは考えられないというふうな気持ちがいります。この点、私どもとは違いますので、われわれもいまの論議で急にそんな気になったわけでありませう。さらにもう一ぺんわれわれもよく考えますし、後日の機会にまた御質問を申し上げたいと思います。ひとつ長官のほうも、われわれの言わんとするところをひとつこの機会によく考えておいていただきたいというふうに思います。まだ法案は通っていないですからね。

○石田委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○石田委員長 速記を始めて。

次回は来たる五月七日水曜日午後一時より理事会、理事会散会後委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会

科学技術振興対策特別委員会議録第五号中正誤

ページ段行

誤

正

一 三 末 五 されてるい

五 一 二 アップ

五 二 三 時間を

同 会議録第六号中正誤

ページ段行

誤

正

三 三 七 わけでけ

七 二 末 アメリカが

七 二 末 アメリカ

〇 三 三 科密

秘密

三 一 三 入れてくれ

七 一 末 点において

同 会議録第七号中正誤

ページ段行

誤

正

二 三 六 こういうよう

九 四 三 語弊

二 三 三 語弊

二 三 三 語弊

昭和四十四年五月八日印刷

昭和四十四年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局